

## 道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年3月2日から令和8年3月16日まで一般の縦覧に供します。

令和8年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	尻手黒川線(Ⅲ)	川崎市麻生区東百合丘4丁目7460番6先	19.93～20.00	39.90	
		川崎市麻生区東百合丘4丁目7460番6先			
新	尻手黒川線(Ⅲ)	川崎市麻生区東百合丘4丁目7459番2先	20.00～25.95	39.90	
		川崎市麻生区東百合丘4丁目7456番2先			